

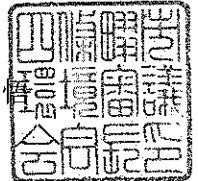
環 審 第 5 号

平成 20 年 2 月 28 日

四條畷市長 田 中 夏 木 様

四條畷市環境審議会

会 長 福 田 和



四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について（答申）

平成 20 年 1 月 23 日付、畷市生第 857 号で諮問のあった、四條畷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

本審議会において慎重に審議した結果、本ごみ処理基本計画（案）は概ね妥当と判断するが、ごみ処理フローや排出目標にかかる資料などにおいて説明不足の箇所が見受けられることから改善を検討されたい。また、計画に掲げたごみ減量化等の目標の達成に努めるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するため、次のとおり意見を付して答申します。

国においては、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の施行がなされ、四條畷市においても環境基本条例及び環境基本計画を施行するなど、循環型社会形成に向けた基盤が整備されつつあり、行政のみならず市民、事業者を含めた社会の中に循環型社会の形成に向けた取り組みが進みつつあります。

循環型社会を目指すためには、まず、ごみのリデュース（発生抑制）を図ること。次に、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）など資源の循環的な利用を進め、処分しなければならない廃棄物を可能な限り削減すること。そして、どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。という取り組みを進めることであり、また、市民、市民団体、事業者、行政がお互いに連携し、役割分担と協働により取り組んで行く必要があります。

四條畷市では、これまでに策定したごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化・再資源化に取り組まれてきたところではありますが、以下の「重点的に推進すべき施策事業」を計画的に実施し、これら施策の展開を契機として総合的な施策推進を図られたい。

「重点的に推進すべき施策事業」

1. ごみの発生抑制・リサイクル施策の推進

ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルを浸透させるための取り組みや、リユース・リサイクル施策の推進など 3R 施策の効果的な推進を図る必要があります。また、排出抑制策の一つとして家庭系ごみ処理の有料化の導入について調査・検討を行

う必要があります。

- ① マイバッグ持参によるレジ袋の削減や生ごみの堆肥化、計画的な商品購入などごみの排出抑制施策を推進すること
- ② 容器包装などの資源物の分別排出の徹底や自主的な集団回収活動を促進するなどリサイクル施策を推進すること
- ③ 粗大ごみの申し込み制度の導入に取り組むこと
- ④ 家庭系ごみの有料化の調査・検討を行うこと

2. 施策推進のための協働体制の強化

循環型社会を形成するためには、市民、市民団体、事業者、行政のそれぞれが果たす役割を認識し、互いに連携し協働して緊急に取り組むことが必要であり、ごみの分別やリサイクルをはじめとしたごみ問題の理解を深め自主的な取り組みが促進されるよう、情報の提供や啓発活動の推進、環境教育・学習の推進を図る必要があります。

- ① ごみ減量推進リーダーの養成や住民活動団体の育成・支援に努めること
- ② ごみの分別やリサイクルなどごみ問題に関する情報提供と啓発物やイベントなどを通じた啓発活動の推進を図ること
- ③ 出前講座などによる生涯学習の場での環境学習や学校教育の場での環境教育の充実を図ること

3. 計画の適正な進行管理

計画に掲げた施策を計画的に実施していくため、実施計画の策定や組織体制の強化などによる適正な進行管理を行なう必要があります。また、ごみ処理経費の調査研究などを行い事業の効率化に努める必要があります。

- ① 実施計画の策定による適正な進行管理に努めること
- ② 計画に掲げた施策の実現に向けて、組織体制の強化に努めること
- ③ ごみ処理経費や委託事業のあり方の調査研究などにより事業の効率化に努めること

4. 中間処理施設の整備の推進

現在のごみ焼却施設は、経年的な老朽化が進んでいるところであり、将来的なごみ処理の検討を踏まえた、新しいごみ処理施設整備の推進に努める必要があります。

また、施設整備にあたっては、建設予定地周辺住民の理解や環境に与える影響などについて十分検討するとともに、リサイクルセンター機能を併設した施設整備を促進する必要があります。

- ① 新しいごみ処理施設の整備の推進に努めること